

事調第 1224 号
令和 7 年(2025 年) 2 月 2 1 日

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長
北海道土地開発公社総務部総務経理課長
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部長
公益財団法人北海道農業公社
農村施設部設計審査課長
(一社) 北海道農業建設協会会長
(一社) 北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の適用及び令和 7 年工事設計労務
単価に係る特例措置」に関する事務手続について

令和 7 年度設計業務委託等技術者単価及び令和 7 年工事設計労務単価については、
「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の適用及び令和 7 年工事設計労務単価の適用
に係る特例措置について」(令和 7 年(2025 年) 2 月 21 日付事調第 1218 号農政部長通
知)により通知したところですが、次のとおり事務手続を定めたので、お知らせします。

記

1 業務委託料の変更請求に係る事務手続手順

- (1) 支出負担行為担当者は、受託者に対し本特例措置を講じることとしたこと及び請求方法等について別記第 1 号様式により通知するとともに業務担当員にその旨を別記第 2 号様式により通知する。
- (2) 受託者は、本特例措置を適用し業務委託料変更請求を行う場合は、業務委託料変更請求書(別記第 3 号様式)により業務担当員を経由して支出負担行為担当者に提出する。
- (3) 業務担当員は、業務委託料変更請求書の提出があった場合は支出負担行為担当者に別記第 4 号様式により進達するとともに、業務委託料の変更額について算出し、別記第 5 号様式により上申する。
- (4) 支出負担行為担当者は、(3)の上申があった場合は、業務委託料の変更につい

て建設工事事務取扱標準様式（昭和 48 年 4 月 2 日付け局総第 151 号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。）第 54 号様式を準用して決定し、受託者に対して標準様式第 55 号様式を準用し業務委託料の変更について協議するとともに、業務担当員にその旨を標準様式第 56 号様式を準用し通知する。

(5) 受託者は、(4) の協議に係る業務委託料の変更について承諾する場合は、変更契約書（標準様式第 39 号様式準用）に記名押印し、業務担当員を経由し支出負担行為担当者へ提出する。

2 事務手続フロー

別紙「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価及び令和 7 年工事設計労務単価の適用に係る特例措置に係る事務手続フロー」による。

調整係

TEL 011-231-4111 (27-168)

設計積算係

TEL 011-231-4111 (27-183)